



## 計画相談支援について



障害福祉サービスを利用するためには、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」をお住いの市町に提出する必要があります。地域生活支援センター365では、サービス利用のご相談、サービス等利用計画の作成などのお手伝いをしています。

### ●対象者

- ・障害福祉サービスを利用しようとしている18歳以上の方。



### ●このような支援をいたします

- ・利用者やご家族の希望や現状をお伺いし、「サービス等利用計画」を作成します。
- ・定期的、必要に応じて不定期にサービスの利用状況を確認します。
- ・関係する機関等にサービス等利用計画や利用者の状況をお伝えします。

### ●利用には手続きが必要です

- ・市役所の障害福祉窓口で申請を行います。
- ・地域生活支援センター365と計画相談支援の利用契約を行います。
- ・詳しい流れは2ページ目をご覧ください。



### ●利用料

- ・計画相談にかかる費用は無料です。



### ●サービスには利用期間があります

- ・市役所から発行される「障害福祉サービス受給者証」に定められた期間とします。
- ・障害福祉サービスをご利用の間は自動更新します。

### ●相談員

- ・相談支援専門員 3名  
当事業所の相談員は、「主任相談支援専門員研修」「相談支援従事者現任研修」「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」「高次脳機能障害支援養成研修」を修了しています。

【お問い合わせ】

**地域生活支援センター365**

〒725-0012

広島県竹原市下野町2402-1

TEL：0846-22-7655

FAX：0846-22-7656

E-mail：sien365@keisenkai.info

## ●障害福祉サービス利用の流れ

ご本人の役割

相談

まずはご相談ください。

どのようなサービスを利用すればよいか、どこにあるのか等のご相談にも対応します。障害福祉サービス事業所をご紹介します。

申請

利用したいサービスが決まったら、市役所に申請します。

サービス利用の申請と、サービス等利用計画作成の申請をします。

申請には障害者手帳や障害年金証書、自立支援医療受給者証等のいずれかが必要です。

【障害支援区分認定調査】

認定調査員がお伺いし、利用される方の心身の状況などについて聞き取り調査を行います。

【審査会】

調査内容と主治医の意見を基にした審査会で障害支援区分を認定します。

計画相談支援  
の契約

サービス等利用計画作成のため、**地域生活支援センター365**と契約を行います。

【サービス等利用計画（案）の作成】

ご本人やご家族の希望をお伺いして、365が作成します。

【支給決定】

市役所が「障害福祉サービス受給者証」を発行します。

365へ連絡

「**障害福祉サービス受給者証**」がご自宅に届きましたら、**地域生活支援センター365（☎22-7655）**へご連絡ください。

利用する事業所  
との話し合い

利用する障害福祉サービス事業所等に連絡をし、利用者と事業所を交えた**話し合い**を行います。

【サービス等利用計画の作成】

365が「障害福祉サービス受給者証」に内容を踏まえた「サービス等利用計画」を作成します。

サービス事業所との契約  
利用開始

【モニタリング】

話し合いや状況の聞き取りを行い、365が「モニタリング報告書（継続サービス利用支援）」を作成します。必要に応じて新たな「サービス等利用計画（案）」を作成します。**新たなサービス利用には申請が必要です。**

# サービス等利用計画の記入例

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

利用者氏名(児童氏名)	竹原 三六	障害程度区分	利用者負担上限額	0円	相談支援事業者名	地域生活支援センター365
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額	0円		計画作成担当者	〇〇 〇〇
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			利用者同意署名欄	竹原 三六
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	最初の3か月は毎月、以後〇か月毎(〇年〇月)			
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	・健康に気を付けて、グループホームでのんびり生活したい。 ・元気な間は仕事がしたい。					
総合的な援助の方針	グループホームで生活することで、人と触れ合い、生活を楽しめるようにする。体調面などの不安なことを相談して、安心して生活することが出来るようにする。 就労継続支援B型事業所に通うことで、メリハリのある生活が出来るようにする。					
長期目標	健康に気を付けて生活したい。					
短期目標	規則正しい生活を続けたい。					

  

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	落ち着いて生活したい。	グループホームの生活に慣れてのんびり過ごせるようにする。	12か月	共同生活援助 当該月の日数/月	グループホーム 〇〇〇〇 00-0000	グループホームでの生活に慣れて、自由な時間を楽しめるようにする。	1か月	
2	元気な間は働きたい。	竹原さんに出る仕事を探し、元気な間は仕事が出来るようにする。	12か月	就労継続支援B型事業所 当該月の日数から8日を控除した日数/月	△△△ 00-00××	様々な仕事に挑戦して、自分に出る仕事を行う。工賃を稼いで、小遣い出来るようにする。	1か月	
3	健康に生活したい。	体調についての相談を受けることで、体調が悪くならないようにする。	12か月	精神科病院通院 訪問看護 1回/週	訪問看護 ステーション ◇◇◇ 00-000×	体調に気を付けて、健康に生活する。心配なことがあれば相談する。	1か月	訪問看護 〇曜日 00:00~00:00
4								
5								
6								

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)	竹原 三六	障害程度区分	利用者負担上限額	0円	相談支援事業者名	地域生活支援センター365
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額	0円		計画作成担当者	〇〇 〇〇
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号				
計画開始年月	〇年〇月					

  

月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00	起床・整容	起床・整容	起床・整容	起床・整容	起床・整容		・平日は就労継続支援B型に通所する。 ・自由な時間は音楽を聴いたり、テレビを観たりして楽しむ。
8:00	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食		
10:00	就労継続支援B型事業所 △△△ (昼食)	就労継続支援B型事業所 △△△ (昼食)	就労継続支援B型事業所 △△△ (昼食)	就労継続支援B型事業所 △△△ (昼食)	就労継続支援B型事業所 △△△ (昼食)	起床・整容 朝食	
12:00							
14:00							
16:00				訪問看護◇◇◇			週単位以外のサービス
18:00	夕食・服薬	夕食・服薬	夕食・服薬	夕食・服薬	夕食・服薬	夕食・服薬	・精神科病院通院 〇〇病院 主治医 〇〇先生 1回/〇週 服薬 タ・寝
20:00	入浴・洗濯	入浴・洗濯	入浴・洗濯	入浴・洗濯	入浴・洗濯	入浴・洗濯	・地域活動支援センター
22:00	服薬・就寝	服薬・就寝	服薬・就寝	服薬・就寝	服薬・就寝	服薬・就寝	・訪問看護 1/W 〇曜日 00:00~00:00
0:00							
2:00	(トイレ覚醒)	(トイレ覚醒)	(トイレ覚醒)	(トイレ覚醒)	(トイレ覚醒)	(トイレ覚醒)	
4:00							

  

サービス提供によって実現する生活の全体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームで生活することで、スタッフに相談したり利用者とは触れ合ったりしながら、安心して生活することが出来る。</li> <li>・就労継続支援B型に通所することで、やりがいを感じながら生活することが出来る。</li> <li>・体調面や生活面の相談をすることで、困ることなく生活することが出来る。</li> </ul>
----------------------	--